

県立学校長 殿

岡山県教育庁保健体育課長
岡山県教育庁生涯学習課長
(公 印 省 略)

県立学校の部活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底
について (通知)

令和3年2月22日付け、教高管第678号「令和3年度岡山県立高等学校一般入学者選抜[第I期]の実施に向けた新型コロナウイルス感染症対策について(通知)」のとおり、令和3年3月1日から3月10日までの期間、部活動についても、自粛の対応を含め、感染症対策を徹底するようお願いしているところです。

このたび、岡山県の感染状況が国が示す感染基準において「ステージ1」に引き下げられ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」で示された「地域ごとの行動基準」を判断する際の「地域の感染レベル」についても、今後引き下げられる見込みとなっていることから、部活動の取扱いについても、3月11日から、次のとおりとしますので、適切に対応願います。

なお、今後、状況に変化があった場合は、対応等の変更や追加があることを申し添えます。

記

1 通常の活動

感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動があることに留意し、可能な限り感染症対策を行った上で、活動を行うこと。

2 対外試合等

(1) 大会や演奏会等への参加

「部活動の大会や演奏会等への参加に係る留意事項」(令和2年12月22日付け、保学第64号)を遵守し、感染症対策に万全を期すこと。

(2) 対外試合の実施

実施する場合は、競技等の特性を踏まえた感染症対策を徹底すること。

(3) 県外との交流

随時開催される「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」で示される県外への移動に関する方針に基づいて対応すること。

3 特に注意が必要な場面

(1) 飲食の場面

活動時間内の休憩時や活動時間の前後において、生徒同士や教職員との飲食の場面で感染が疑われる事例が多数発生していることから、やむを得ず飲食の場面ができる場合は、飛沫を飛ばさないような席の配置や、会話を控えるなどの工夫をすること。

また、飲食の前後に会話する場合は、必ずマスクを着用すること。

(2) 更衣の場面

部室や更衣室等を利用する際にも必ずマスクを着用すること。また、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。

(3) 帰宅途中の飲食場面

部活動終了後の帰宅途中にコンビニエンスストア等に立ち寄り、集団で飲食する場面も見られることから、校外においても、上記の対応を踏まえ、十分に注意すること。

4 マスクの着用

身体的距離が確保できない場合、向かい合って活動する場合等は、必ずマスクを着用すること。ただし、運動を行う際は、身体へのリスクが指摘されていることから、マスクの着用は不要とするが、身体的距離がとれない状況で運動する際に、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。

また、合唱等を行う場面においては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年12月15日付け、保健第281号）のとおり、マスクは原則、着用することとし、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空ける等感染症対策に十分にに取り組むこと。

なお、顧問による指導内容の説明、ミーティング、用具の準備・後片付けの場面等もマスクを着用すること。

【本件問合せ先】

(運動部活動に関すること)

岡山県教育庁保健体育課 学校体育班

電話：(086) 226-7592

(文化部活動に関すること)

岡山県教育庁生涯学習課 企画推進班

電話：(086) 226-7596